第３７号様式(第３条関係)

**景観チェックシート④【地域区分：山と里の地域】**

行為者(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　)

**＜景観形成の方針＞**

丹沢山、陣馬山に代表される山々や雄大な相模川、道志川の豊かな自然景観を守り、その中に点在する農地や集落のまとまり、暮らしに根付いている歴史的・文化的景観資源を大切にし、落ち着きのある景観形成を目指します。

**＜建築物の景観誘導指針＞**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | | 配慮事項 | 該当の有無 | | 景観形成のために配慮した事項 |
| 有り | 無し |
| ①共通誘導指針 | | 屋根は、勾配屋根を基本とし、素材及び色彩を落ち着いたものとし、豊かなみどりと調和したまちなみ景観とする。 | □ | □ |  |
| 中小河川沿いに点在する集落のヒューマンスケールに配慮した景観とする。 | □ | □ |  |
| 地域に点在する景勝地や東海自然歩道等からの眺望に配慮した景観とする。 | □ | □ |  |
| 背景となるやまなみや集落と調和した景観形成に努める。 | □ | □ |  |
| 地域に点在する社寺や古民家、蔵等の歴史的資源や地域での祭りなど、歴史・文化を生かした景観形成に努める。 | □ | □ |  |
| ②個別指針 | 配置 | 歴史的建造物や地域のシンボルとなっている景観資源の周辺では、景観上の影響を極力避けるよう、建築物の配置等に配慮する。 | □ | □ |  |
| 景勝地等からの景色を阻害しないよう、建築物の配置等に配慮する。 | □ | □ |  |
| 形態  ・  意匠 | 集落地に隣接する場合は、集落の持つスケールと著しく異なる規模及び外観とならないよう、ヒューマンスケールに配慮した高さや壁面の分節化に努める。 | □ | □ |  |
| 住宅地では、金属系の素材(銅版葺は除く。)はできるだけ使用しないよう努める。 | □ | □ |  |
| 屋根や壁面は、光を強く反射する素材は避け、親しみの感じられる素材とする。 | □ | □ |  |
| 歴史・文化が感じられる地域では、それらの景観資源を生かした意匠や自然素材の使用に努める。 | □ | □ |  |
| 屋上へは、原則、建築設備等の設置をしない。 | □ | □ |  |
| 色彩 | 外壁は、暖かく落ち着きのある暖色系色相の低・中彩度色を基本とし、周囲から突出しやすい高明度色は避ける。 | □ | □ |  |
| 屋根は、まちなみの連続性に配慮し、暖色系色相の低明度、低彩度色又は無彩色の低明度色を基本とする。 | □ | □ |  |
| 大規模な壁面等は、形態に応じて色彩の分節化を図るなど、威圧感の軽減に努める。 | □ | □ |  |
| アクセントカラーは、原則として、使用しない。 | □ | □ |  |
| フェンス等の色彩は、こげ茶、黒、暗灰色など、暖色系色相の低明度、低彩度色又は無彩色の低明度色を基本とする。 | □ | □ |  |
| 緑化 | 住宅地では、生垣等の緑化を図る。 | □ | □ |  |
| 樹種は、できる限り地域に根ざしたものを選定する。 | □ | □ |  |
| その他 | 屋外設備及び駐車場等の附属施設は、緑化等による修景を図る。 | □ | □ |  |
| 道路沿いに塀等を設置する場合は、透視可能なフェンスや生垣又は板塀を基本とする。 | □ | □ |  |
| 敷地の土留め等は、石積み等の自然素材の使用に努める。 | □ | □ |  |
| 光の拡散や点滅するネオンや液晶パネル等の使用は避ける。 | □ | □ |  |

備考

該当する□にチェックしてください。